

議第 25 号

下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

職員の定年を引き上げるにあたり、職員の退職管理に関し必要な文言整理を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の退職管理に関する条例(平成28年下呂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として<u>規則</u>で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項に規定する役職員に類する者として<u>規則</u>で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(任命権者への届出)</p> <p>第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として<u>規則</u>で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手</p>	<p style="text-align: center;">(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として<u>公平委員会規則</u>で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項に規定する役職員に類する者として<u>公平委員会規則</u>で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(任命権者への届出)</p> <p>第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として<u>公平委員会規則</u>で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定す</p>

改正後	改正前
<p>当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、<u>規則</u>で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に<u>規則</u>で定める事項を届け出なければならない。</p>	<p>る退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他<u>公平委員会規則</u>で定める場合を除き、<u>公平委員会規則</u>で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に<u>公平委員会規則</u>で定める事項を届け出なければならない。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

職員の定年を引き上げるにあたり、職員の退職管理に関し必要な文言整理を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 公平委員会規則から規則に改めます。

(第2条、第3条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)